

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 漁業災害補償法の規定による同意の成立
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

### 【公告】

- 随意契約の相手方の決定
- 土地改良区の定款変更の認可
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧
- 農地を利用する権利の設定に関する裁定
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧
- 道路の位置の指定
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

### 【警察本部】

- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する実施規程の一部改正  
(県例規集登載)
- 〃
- 〃
- 一般競争入札の実施
- 〃
- 〃

水産課

道路整備課

〃

税務課

耕地課

〃

農村振興課

都市計画課

建築指導課

〃

〃

警察本部会計課

〃

〃

警務課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百四十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第五項において準用する同法第五十条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年五月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 笠岡市漁業協同組合の地区のうち、旧白石島漁業協同組合の区域
- 二 区分 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

◎岡山県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小山桑上線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
津山市里公文字桧森一八九五番一地先から津山市里公文字乗方一九一〇番一地先まで	新	八・二 一五・五	五六・二
津山市里公文字桧森一八九五番一地先から津山市里公文字乗方一九一〇番一地先まで	旧	六・五 一〇・〇	五六・二

令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

◎岡山県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	小山桑上線	津山市里公文字桧森一八九五番一地从先から津山市里公文字乗方一九一〇番一地从先まで	令和四年五月十七日

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

〔二二五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和四年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 特定役務の名称  
共通基盤更新に伴う税務システム移行業務
- 二 契約期間  
令和四年四月一日から同年九月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県総務部税務課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和四年三月三十一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 中国支社  
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額  
四五、七八二、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、一六二、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）  
随意契約
- 八 随意契約の理由  
政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

〔二二六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和四年五月十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

- 一 土地改良区の名称  
足守土地改良区

二 認可年月日

令和四年五月十日

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

〔二二七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和四年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 地区名  
山手地区 第1工区
- 二 縦覧に供する書類  
換地計画書
- 三 縦覧の期間  
令和四年五月十七日から同年六月七日まで
- 四 縦覧の場所  
久米南町役場

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

〔二二八〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和四年五月十七日

一 農地の所在等

岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
加賀郡吉備中央町富永字丸臼一〇〇八番二	田	一、〇七五
加賀郡吉備中央町富永字丸臼一〇〇九番	田	七〇一
加賀郡吉備中央町富永字逗留田上池ノ内一〇一一番	田	一、七〇四
加賀郡吉備中央町富永字丸臼一〇一四番	田	一、〇二一
加賀郡吉備中央町富永字家ノ前一〇一六番一	田	一、〇五七
加賀郡吉備中央町富永字家ノ前一〇一六番三	畑	二六三

二 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田畑として利用	令和四年六月一日	権利の始期から令和十四年五月三十一日まで	五八、二一〇円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）

理事長 京 博司

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に補償金を供託する。



〔二二九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により浅口市から浅口広域都市計画地区計画についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画地区計画

二 都市計画の決定年月日

令和四年四月二十八日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。

令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

〔二三〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇〇四号 令和四年五月九日	浅口市鴨方町鴨方字井頭通一一〇 九番三	四・九〇	四七・六〇

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

〔二三一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年五月十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字水落ノ上八七六―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区田中六一六―八カシオペア三〇一

厨子 邦雄

三 許可年月日及び許可番号

令和四年三月十四日岡山県指令建指第四四二号

令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

〔二三二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年五月十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字水落ノ上八七六一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田三二六一一シヤルマン・アヴニール一〇二

定金 寛

定金 夏記

三 許可年月日及び許可番号

令和四年三月十四日岡山県指令建指第四四三号

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

〔11111〕貸付調達に関する規定の適用を及ぼす調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

企業団地内民十廿四

岡口真知事 伊原木 隆 太

## 1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量  
令和4年度運転者管理システム端末等借入 一式
- (2) 借入物件の特質等  
入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 借入期間  
令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
- (4) 借入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年度に県が発注する物品の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第35号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

## 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階)

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和4年6月15日 (水) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和4年5月17日 (火) から同年6月27日 (月) まで (岡山県の休日を定める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ130グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和4年7月6日 (水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和4年7月7日 (木) 午前11時15分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和4年6月27日 (月) 午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) 落札者の決定方法  
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Borrowing of driver management system terminals, etc. in fiscal 2022

(2) Lease period :

From 1 January, 2023 through 31 December, 2027

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 6 July, 2022

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242

〔二三四〕貸付調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を実施する。

企業団地内民十廿四

岡口真知事 伊原木 隆 太

## 1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量  
運転者管理システム自動受付機借入 47式
- (2) 借入物件の特質等  
入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 借入期間  
令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
- (4) 借入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年度に県が発注する物品の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第35号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

## 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資



# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階)

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和4年6月15日 (水) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和4年5月17日 (火) から同年6月27日 (月) まで (岡山県の休日を定める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ130グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和4年7月6日 (水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和4年7月7日 (木) 午前11時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和4年6月27日 (月) 午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) 落札者の決定方法  
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Borrowing of driver management system automatic receiving apparatus  
47 set

(2) Lease period :

From 1 January, 2023 through 31 December, 2027

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 6 July, 2022

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters  
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,  
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242

〔二三五〕貸付競入に関する規定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を採択する。

企業団地内民十廿四

岡口真知事 伊原木 隆 太

## 1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量  
運転免許証作成システム用直接撮影機等借入 一式
- (2) 借入物件の特質等  
入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 借入期間  
令和5年3月1日から令和10年2月29日まで
- (4) 借入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年度に県が発注する物品の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第35号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

## 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階)

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和4年6月15日 (水) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和4年5月17日 (火) から同年6月27日 (月) まで (岡山県の休日を定める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ130グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和4年7月6日 (水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和4年7月7日 (木) 午前11時45分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和4年6月27日 (月) 午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Borrowing of direct photographing machines for driver's license production system, etc.

(2) Lease period :

From 1 March, 2023 through 29 February, 2028

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 6 July, 2022

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242

◎岡山県警察告示第二十七号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する実施規程（昭和四十三年岡山県警察告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年五月十七日

岡山県警察本部長 檜 垣 重 臣

第二条第一項中「その協力援助した場所を管轄する警察署長（以下「署長」という。）に届け出なければならない」を「協力援助した警察官を指揮する所属の長又は当該災害が発生した場所を管轄する警察署長に届け出るものとする」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第三項中「届出を受けた署長」を「規定による届出を受けた所属の長又は警察署長」に改める。

第三条第三項中「署長を通じて」を削り、「または」を「又は」に改める。

第四条第一項中「前条第一項」を「前条第二項」に改め、「署長を経由して」を削り、「しなければならぬ」を「するものとする」に改め、同条第三項ただし書中「第七条」を「第七条第二項」に改め、同項第一号中「その他」を「その他の」に改め、同項第二号中「東京都の区のある地域及び」を「特別区の区長を含むものとし、」に改め、同条第四項第一号中「その他」を「その他の」に、「写」を「写し」に改め、同項第四号中「第七条」を「第七条第一項」に、「請求」を「提出」に改める。

第五条中「定める」を「規定する」に、「第四条」を「前条」に、「署長」を「第二条第一項中「協力援助した警察官を指揮する所属の長又は当該災害が発生した場所を管轄する警察署長」とあり、及び同条第三項中「所属の長又は警察署長」に、「岡山県警察本部」を「警務部」に改める。

第七条第一項中「署長を経由して」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「の各号」を削り、同項第一号中「その他」を「その他の」に、「写」を「写し」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七条の二第一項中「様式第十一号の三」を署長を経由して「を」様式第十一号の二「を」に改め、同条第二項中「届出を」を「提出を」に、「届出」を「」に改め、同条第十一号の四「を署長を経由して」を「様式第十一号の三」を「」に改める。

第八条第二項中「当該証書と引換えに」を削り、同条第三項中「又は損傷した証書」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第九条第一項中「第七条第七項」を「第七条第九項」に改める。

第十一条の二第一項中「本部長」を「警務部警務課長（以下「警務課長」という。）」に改める。

第十二条第二項第一号中「の死亡診断書その他その者の死亡を証明する」を「に係る死亡診断書その他の死亡の事実を証明することのできる」に改め、同項第六号中「第七条」を「第七条第一項」に、「請求」を「提出」に改める。

第十二条の二中（令附則第四条第四項において準用する場合を含む。）を削り、「障害給付年金又は」を「障害給付年金の支給の停止又は令附則第四条第四項において準用する令附則第三条第五項若しくは令附則第八条第三項の規定による」に改める。

第十三条中「第七条第六項第二号」を「第七条第八項第二号」に改める。

第十四条第一項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十五条第三項中「申請」を「提出」に、「または」を「又は」に改める。

第十六条中「基礎となる遺族」の下に「（令附則第八条第一項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。第十七

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

条第一項第四号ウにおいて同じ。」を加える。

第十六条の二第二項を次のように改める。

2 警務課長は、必要の都度、前項に規定する者に対し、同項の規定による報告書の提出を求めることができる。

第十七条第一項第二号を削り、同項第三号中「令」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成十八年国家公安委員会規則第二十三号。次項において「規則」という。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「受ける」を「受けている」に、「令」を「規則」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第三項中「届出」を「規定による届出」に、「書面にその」を「届出に係る」に改める。

第十八条中「本部長」を「警務課長」に改める。

様式第一号から様式第八号までを次のように改める。





6 災害発生の原因及びその状況		
7 傷病名	8 傷病の部位	9 傷病の程度
10 医師の意見、剖検記録等災害が協力援助によるものであるかどうかを認定するため参考となる事項		
11 医師の証明  7から9までに記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。  年 月 日  所在地  病院又は診療所の名称  医師氏名		

- (注) 1 各項の欄内に記入できないときは別紙としてもよい。  
2 添付された診断書等に7から9まで及び10に掲げる事項が記載されているときは、11の医師の証明は省略してもよい。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第2号（第3条関係）

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 号
<p>(給付を受けるべき者)</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">岡山県警察本部長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">災 害 給 付 通 知 書</p> <p>あなたは、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定により、下記の災害に対する給付を受けることができますので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 災害を受けた者</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</p> <p>2 傷病名</p> <p>3 災害発生年月日 年 月 日</p>			

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

## (注 意 事 項)

- 1 あなたは、下記の事由に該当するときは、それぞれの事由に対応する給付を受けることができますので、速やかに請求書を提出して下さい。
- 2 請求に必要な手続等詳細については、岡山県警察本部警務部警務課にお問い合わせ下さい。

### あなたが受けることができる給付の内容

#### 1 あなたが被災者である場合

##### (1) 療 養 給 付

協力援助したために受けた負傷又は疾病については、次に掲げるもので、療養上相当と認められるものを療養給付として受けることができます。

ア 診 察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療

エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

カ 移送

##### (2) 傷 病 給 付

協力援助したための負傷又は疾病が療養の開始後1年6月を経過した日以後において、治らないで傷病等級に該当する程度の障害の状態が継続しているときは、その期間、その程度に応じて傷病給付を受けることができます。

なお、傷病給付を受ける場合には休業給付を受けることができません。

##### (3) 障 害 給 付

協力援助したための負傷又は疾病が治ったとき、障害等級に該当する程度の障害が残ったときは、その程度に応じて障害給付年金又は障害給付一時金を受けることができます。

##### (4) 障害給付年金前払一時金

障害給付年金を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害給付年金前払一時金を受けることができます。

なお、この場合、年金の支給は、一定期間停止されることとなります。

##### (5) 介 護 給 付

傷病給付年金又は障害給付年金を受けることができる場合で、国家公安委員会規則で定める程度の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間（病院等に入院している期間を除く。）、介護給付を受けることができます。

##### (6) 休 業 給 付

協力援助したために受けた負傷又は疾病の療養のため従前得ていた収入が得られないときは、その期間、給付基礎額の $\frac{60}{100}$ に相当する金額の休業給付を受けることができます。

2 あなたが被災者以外の者である場合

(1) 遺族給付

あなたが死亡した協力援助者の遺族であつて、次のア及びイの要件を充たす場合は、遺族給付年金を受けることができます（遺族給付年金を受けることができる遺族がない場合は、政令の規定により、遺族給付一時金を受けることができます。）。

ア 協力援助者の死亡の当時、その収入によつて生計を維持していたこと。

イ 次の表の①から⑦までに掲げる遺族のいずれかに該当し、先順位の者がいないこと（順位は、①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者の間にあつては、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順序となります。）。

順位	遺族
①	妻又は60歳以上の夫
②	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
③	60歳以上の父母
④	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
⑤	60歳以上の祖父母
⑥	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は60歳以上の兄弟姉妹
⑦	55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母又は兄弟姉妹

備考 夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹が、協力援助者の死亡の当時、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあつたときは、①から⑥までに掲げる遺族の年齢に関する要件はなくなります。

ただし、あなたが⑦に掲げる者であるときは、60歳に達するまでの間は、遺族給付年金の支給が停止されます。

なお、協力援助者の死亡した日が次の表の(ア)の欄の区分のいずれかに該当するときは、上の表に掲げる遺族の年金についての要件は、次のようになります。

ア 上の表の①、③、⑤及び⑥に掲げる遺族については「60歳以上」とある部分は、それぞれ、次の表の(ア)の欄の区分に応じて、(イ)の欄に掲げる年齢となります。

イ 上の表の⑦に掲げる遺族については、「55歳以上60歳未満」とある部分は、それぞれ、次の表の(ア)の欄の区分に応じて、(ウ)の欄に掲げる年齢となります。

（ただし、上の表の⑦の欄に掲げる者が次の表の(エ)の欄に掲げる年齢に達するまでの間は、遺族給付年金の支給が停止されます。）。

(ア) 協力援助者の死亡した日	(イ)	(ウ)	(エ)
昭和61年9月30日まで	55歳以上		
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳以上	55歳	56歳

昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳以上	55歳以上57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	58歳以上	55歳以上58歳未満	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	59歳以上	55歳以上59歳未満	59歳

(2) 遺族給付年金前払一時金

あなたが遺族給付年金を受けることができる場合は、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族給付年金前払一時金を受けることができます。

なお、この場合、年金の支給は、一定期間停止されます。

(3) 葬 祭 給 付

あなたが死亡した協力援助者の葬祭を行った者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して政令で定める金額の葬祭給付を受けることができます。

(4) 障害給付年金差額一時金

あなたが障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の遺族であつて、死亡した協力援助者に支給された障害給付年金及び障害給付年金前払一時金の合計額が政令に定める障害の程度に応じた額（注参照）に満たないときは、その差額に相当する額の障害給付年金差額一時金を受けることができます。

(注) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令附則第2条(抄)

障害等級	額
1 級	給付基礎額に1,340を乗じて得た額
2 級	給付基礎額に1,190を乗じて得た額
3 級	給付基礎額に1,050を乗じて得た額
4 級	給付基礎額に920を乗じて得た額
5 級	給付基礎額に790を乗じて得た額
6 級	給付基礎額に670を乗じて得た額
7 級	給付基礎額に560を乗じて得た額

(5) 未支給の給付

あなたが給付の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給されるべき給付でまだ支給されなかつた分がある場合は、その未支給分の給付を受けることができます。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第3号（第4条関係）

## 療養給付請求書

(1)

		請求回数	第	回
(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長 殿 次のおり療養給付を請求します。		請求年月日	年	月 日
		(請求者) 住 所 氏 名		
(給付費用の受領委任) この請求書による療養給付の費用の受領を 氏 名 に委任します。				
(委任に基づく支払請求) 上記委任に基づき、この請求書による療養給付の費用の支払を請求します。 支払請求者の 住 所 氏 名				
1 協力援助者 住 所 氏 名 ( 年 月 日生)				
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日 午前 午後 時頃				
3 診 療 費	内訳は「9 医師の証明」欄記載のとおり			円
4 調 剤 費	内訳は「10 薬剤師の証明」欄記載のとおり			円
5 看 護 料	□訪問看護 内訳は「11 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり			円
	年 月 日から 年 月 日まで	日間	(看護師の資格) □有 □無	円
6 移 送 費	(交通費) から まで キロメートル □ 片道 □ 往復 回			円
	(その他の移送費)			円
7 上記以外の療養費				円
8 療養給付請求金額				円
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※支払 年 月 日	※決定金額 円	
				添付書類 枚

- (注) 1 請求者は、※印欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。  
 2 「(給付費用の受領委任)」の欄には、診療に当たった医師若しくは医療機関、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者  
 に療養給付の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記載し、その他の場合には、  
 記入しないこと。  
 3 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。  
 4 「7 上記以外の療養費」の欄には、その領収書及び明細書を添付すること。  
 5 (2)、(3)又は(4)の用紙の記入に代えて同様事項を記載した医師、薬剤師、柔道整復師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよい。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

(2)

※9 医師の証明		(患者氏名)	
傷病名		(診療期間) 年 月 日から 年 月 日まで 日間	
傷病の経過 (現在の状態)	年 月 日 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転医 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中	診療実日数	
診療費の内訳			金額(円)
診察	初診		
	再診		
	往診		
	指導		
投薬	内服 外用	(処方内容・使用量等)	
注射	皮下 静脈 その他		
処置・ 麻酔 手術	(処置名・手術名・回数等)  (手術施行年月日) 年 月 日		
検査	(検査名・回数等)		
レントゲン	透視診断 写真診断 撮影 造影剤	(使用フィルム・回数等)	
その他	(治療名・回数等)		
入院	入院期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
	基準給食	看特2	入院料(室料・看護料・給食料)
		看特1	
	普通給食	看1	入院時医学管理料
		看2	
	基準寝具	看3	
その他			
診療費の合計			円
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 病院又は診療所の { 所在地 名称 医師氏名			

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

(3)

※10 薬剤師の証明		(患者氏名)					
処方箋を交付した病院又は診療所の		所在地 名称 医師氏名					
調剤期間		年 月 日から		年 月 日まで		日間 調剤実日数 日	
調剤費の内訳							金額(円)
処方月日	調剤月日	剤型	処方	調剤数量	薬剤価格	調剤手数料	
月 日	月 日				円	円	
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
調剤費の合計							円
処方箋の枚数					枚		
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。							
年 月 日							
薬局の		所在地 名称 薬剤師氏名					



# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

(4)

※11 訪問看護事業者の証明		(患者氏名)	
傷病名		(訪問看護期間)	
傷病の経過		年 月 日から 年 月 日まで 訪問看護の回数 回	
基 本 療 養 費	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士	指示年月日	年 月 日
		主治医への直近報告年月日	年 月 日
	円× 回 円	訪 問 日	
	准看護師	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
	円× 回 円		
管理療養費	初 日 円 2回目以降 回 円		
情 報 提 供 療 養 費	円	提供した情報の概要	
		情報提供先の市（区）町村の名称	
ターミナル ケア療養費	円 死亡年月日 年 月 日	(備 考)	
合 計	円		
訪問看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏名 医療機関の名称 主治医氏名			
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所在地 訪問看護の事業者の 名 称 代表者氏名			

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第4号（第4条関係）

## 障害給付一時金請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長 殿  次のとおり障害給付一時金を請求します。	請求年月日 年 月 日		
	(請求者) 住 所 氏 名		
1 協力援助者 住 所 氏 名 ( 年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日	3 治癒年月日 年 月 日		
4 障害等級 第 級			
5 障害の部位及びその程度			
6 既存障害とその程度			
7 障害給付一時金請求金額 (給付基礎額) (倍 数) 円 × = 円			
8 添付する書類その他の資料名			
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※支払 年 月 日	※決定金額 円

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

※ 9 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内   訳	基 準 額			円
		扶養親族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特定期間 にある子	人	円
			その他	人	円
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。					
年 月 日					
官 職					
氏 名 <span style="float: right;">印</span>					

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。  
 2 「5 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。  
 3 「6 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。  
 4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の資料を添付すること。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第4号の2（第4条関係）

## 介護給付請求書

		請求回数	第	回
(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長 殿 次のとおり介護給付を請求します。		請求年月日 年 月 日	年 月 日	
		(請求者) 住 所 氏 名		
1 協力援助者 住 所 氏 名 ( 年 月 日生)				
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日				
3 受けている年金の種類 <input type="checkbox"/> 傷病給付年金 (傷病等級 級第 号) <input type="checkbox"/> 障害給付年金 (障害等級 級第 号)		4 年金証書の番号 第 号		
5 障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態		6 介護を要する状態の区分 <input type="checkbox"/> 常時介護を要する状態 <input type="checkbox"/> 随時介護を要する状態		
7 請求 内容	請求対象年月	介護に要する費用として支出した額	親族等から介護を受けた日の有無	請求月額
	年 月	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円
	年 月	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円
8 介護を受けた場所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院・施設等 (名称: ) 入院 (入所) 期間 年 月 日 ~ 年 月 日				
9 親族等 で介護 に従事 した者	氏 名	請求者との続柄又は関係	請求者が介護を受けた期間	
			年 月 日 ~ 年 月 日	
			年 月 日 ~ 年 月 日	
			年 月 日 ~ 年 月 日	
10 介護給付請求金額		円		
11 添付する書類その他の資料名				
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日	※支払 年 月 日	※決定金額 円

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。  
 2 「5 障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態」の欄については、第1回の請求を行う場合及び第2回以降の請求において介護を要する状態に変更があつた場合にのみ記入することとし、記入事項が、添付する医師等の証明書又はその写しの記載事項と同じであるときは、「証明書のとおりに」と記入すること。  
 3 この請求書には、常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写しその他必要な書類を添付すること。ただし、第2回以降の請求において介護を要する状態に変更がない場合は、医師等の証明書又はその写しの添付を要しない。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第5号（第4条関係）

## 遺族給付一時金請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長		請求年月日		年	月	日
		(請求者) 住所 氏名 協力援助者との 続柄又は関係				
次の遺族給付一時金を請求します。						
1 協力援助者 住所 氏名 ( 年 月 日生)						
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日				3 死亡年月日 年 月 日		
4 遺族給付一時金請求額の計算	受給権者の氏名	生年月日	協力援助者との続柄又は関係	$\left( \begin{array}{l} \text{給付} \\ \text{基礎額} \end{array} \right) (\text{倍数}) \left( \begin{array}{l} \text{支給された年金} \\ \text{及び前払一時金} \\ \text{の額の総計} \end{array} \right)$ $\left( \quad \times \quad - \quad \right)$ $\times \frac{1}{\quad} = \quad \text{円}$ (受給権者の数)		
	遺族給付年金が支給されていた場合	年金の受給権者であった者の氏名	年金証書の番号	支給された年金額の合計 (支給された前払一時金の額)		
				円		
				円		
				円		
遺族給付年金前払一時金が支給されていた場合				円		
総計				円		
5 遺族給付一時金請求金額						円
6 添付する書類その他の資料名						
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※支払 年 月 日		※決定金額 円

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

※ 7 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内  訳	基 準 額		円	
		扶養親族	配 偶 者	円	
			子	人	円
			特定期間 にある子	人	円
	その他	人	円		
<p>給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年    月    日</p> <p style="text-align: right;">官 職 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>					

(注) 請求者は、※印の欄には記入しないこと。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第6号（第4条関係）

## 葬 祭 給 付 請 求 書

(給付を実施する者の官職氏名)  岡山県警察本部長  殿  次のとおり葬祭給付を請求します。	請求年月日	年 月 日	
	(請求者)  住 所  氏 名  協力援助者との 続柄又は関係		
1 協力援助者  住 所  氏 名 ( 年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日  年 月 日		3 死亡年月日  年 月 日	
4 葬祭給付請求金額  (給付基礎額)  (A) 円 + 円 × 30 = 円  (給付基礎額)  (B) 円 × 60 = 円  (A) (B)のうち 高い方の金額 <input type="checkbox"/> (A) <input type="checkbox"/> (B) 円			
※受理  年 月 日	※決定  年 月 日	※支払  年 月 日	※決定金額  円

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

※ 5 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内  訳	基 準 額		円	
		扶養親族	配 偶 者	円	
			子	人	円
			特定期間 にある子	人	円
	その他	人	円		
<p>給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">官 職 氏 名 <span style="float: right;">印</span></p>					

(注) 請求者は、※印の欄には記入しないこと。



# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第7号（第4条関係）

## 未支給の給付請求書

(給付を実施する者の官職氏名)  岡山県警察本部長  殿  次のとおり未支給の給付を請求します。	請求年月日	年 月 日
	(請求者) 住 所 氏 名 死亡した受給 権者との続柄	
1 協力援助者 住 所 氏 名		
2 死亡した受給権者 氏 名  協力援助者との 続柄又は関係  ( 年 月 日 死亡)		
3 未支給の給付の種類  〔年金たる給付のときは 年金証書の番号 第 号〕		
4 未支給の給付の請求金額  円		
5 添付する書類その他の資料名		
※受理  年 月 日	※決定  年 月 日	※支払  年 月 日
		※決定金額  円

(注) 請求者は、※印の欄には記入しないこと。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第8号（第4条関係）

## 休業給付請求書

		請求回数	第 回
(給付を実施する者の官職氏名)		請求年月日	年 月 日
岡山県警察本部長 殿		(請求者)	
次のとおり休業給付を請求します。		住 所 氏 名	
1 協力援助者 住 所 氏 名 ( 年 月 日生 )			
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日			
3 請求日数 年 月 日から 年 月 日まで のうち 日			
4 請求金額の計算		(給付基礎額) (日数) 円 $\times \frac{60}{100} \times$ = 円	
5 休業給付請求金額			円
※ 医 師 の 証 明	傷病名	現在の状態 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医	
	(請求日数のうち療養のため業務に従事することができなかつたと認められる日数)		(業務に従事することができなかつたと認められる理由)
	年 月 日から 年 月 日まで のうち 日		
上記のとおりであると認めます。 年 月 日 所 在 地 病院又は診療所の名 称 医師の氏名			
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日	
		※支払 年 月 日	
			※決定金額 円
			添付書類 枚

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

※ 7 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内  訳	基 準 額		円	
		扶養親族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特定期間 にある子	人	円
	その他	人	円		
<p>給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">官 職 氏 名 <span style="float: right;">印</span></p>					

- (注)
- 1 請求者は、※印欄には記入しないこと。
  - 2 該当する□にレ印を記入すること。
  - 3 第2回以後の請求の場合における「3 請求日数」の欄の記入については、前回の請求後の分について記入すること。
  - 4 第2回以後の請求の場合において給付基礎額に変更のない場合は、給付基礎額の内訳及び証明については省略してもよい。

令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第九号の二から様式第十一号の三までを次のように改める。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第9号の2 (第7条関係)

## 傷病給付年金請求書

		※年金証書の番号	第	号
(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長  殿  次のとおり傷病給付年金の支給の決定を請求します。	請求年月日	年 月 日		
	(請求者) 住 所 氏 名			
1 協力援助者  住 所  氏 名 ( 年 月 日生)				
2 負傷又は発病の年月日  年 月 日				
3 傷病等級  第 級		4 傷病等級該当年月日  年 月 日		
5 傷病の名称、部位及びその状態				
6 既存障害の部位及びその程度				
7 日常生活の状態				
8 傷病給付年金請求金額  (給付基礎額) (倍数) 円 × = 円				
9 添付する書類その他の資料名				
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※支払 年 月 日	※決定金額 円	

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

※ 10 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内  訳	基 準 額		円	
		扶養親族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特定期間 にある子	人	円
	その他	人	円		
<p>給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">官 職 氏 名 <span style="float: right;">印</span></p>					

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。  
 2 「5 傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記入すること。  
 3 この請求書には、傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第10号（第7条関係）

## 障害給付年金請求書

	※年金証書の番号	第	号
(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長  殿  次のとおり障害給付年金の支給の決定を請求します。	請求年月日	年	月 日
	(請求者) 住 所 氏 名		
1 協力援助者  住 所  氏 名	( 年 月 日生)		
2 負傷又は発病の年月日  年 月 日	3 治癒年月日  年 月 日		
4 障害等級	第	級	
5 障害の部位及びその程度			
6 既存障害とその程度			
7 障害給付年金請求金額  (給付基礎額) (倍数)  円 × = 円			
8 添付する書類その他の資料名			
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※支払 年 月 日	※決定金額 円

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

※ 9 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内  訳	基 準 額		円	
		扶養親族	配 偶 者	円	
			子	人	円
			特定期間 にある子	人	円
	その他	人	円		
<p>給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">官 職 氏 名 <span style="float: right;">印</span></p>					

- (注)
- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。
  - 2 「5 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記入すること。
  - 3 「6 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
  - 4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。



# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第11号（第7条関係）

## 遺族給付年金請求書

		※年金証書の番号		第 号		
(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長 殿 次のとおり遺族給付年金の支給の決定を 請求します。		請求年月日		年 月 日		
		(請求者又は代表者) 住 所 氏 名 協力援助者との続柄				
1 協力援助者						
住 所						
氏 名 ( 年 月 日生)						
2 負傷又は発病の年月日			3 死亡年月日			
年 月 日			年 月 日			
4 請求の事由		<input type="checkbox"/> 協力援助者の死亡 <input type="checkbox"/> 先順位者の失権 <input type="checkbox"/> 胎児であつた子の出生 <input type="checkbox"/> 先順位者の所在不明				
5 請求者及び遺族給付年金を受けることができる遺族		氏 名	生年月日	住 所	協力援助者との続柄	備 考
6 既に遺族給付年金を受けていた遺族		氏 名	生年月日	住 所	協力援助者との続柄	備 考

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

7 遺族給付年金請求年額の計算	(給付基礎額) (倍数) 円 × × $\frac{1}{\text{(請求者の数)}}$ = 円				
8 遺族給付年金請求額	請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合		円		
	代表者を選任した場合		(7の請求金額) (請求者の数) × = 円		
9 添付する書類その他の資料名					
※ 10 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額		円		
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特定期間 にある子	人	円
			その他	人	円
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。  年 月 日  <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>官 職</span> <span>氏 名</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> </div>					
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日	※決定金額 円		

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「5 請求者及び遺族給付年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは(請)、その者が代表者であるときは(代)、その者が身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にある者であるときは(障)、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは(生)と明記すること。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第11号の2（第7条の2関係）

## 年金受給金融機関届出書

(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長  殿  傷病 障害給付年金を次において受け取りたい 遺族  ので届け出ます。	届出年月日	年 月 日
	※年金証書の番号	第 号
	(受給権者又は代表者)  住 所  氏 名	
(金融機関名)  銀行  本店 支	所在地  口座名	<input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> 普通預金
口座番号		
備 考		
※ 届 出 受 理 年 月 日		年 月 日

- (注) 1 届け出ようとする金融機関については、あらかじめ、給付を実施する者に相談すること。  
2 届出者は、※印の欄は記入しないこと。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第11号の3 (第7条の2関係)

## 年金受給金融機関変更届出書

(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長  殿  傷病 障害給付年金の受取を次のとおり変更 遺族  したいので届け出ます。	届出年月日	年 月 日
	年金証書の番号	第 号
	(受給権者又は代表者) 住 所 氏 名	
変 更 前	変 更 後	
(金融機関名)  銀行  本店	(金融機関名)  銀行 本店 所在地 口座名 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> 普通預金 口座番号	
備 考		
※ 届 出 受 理 年 月 日	年 月 日	

(注) 1 届け出ようとする金融機関については、あらかじめ、給付を実施する者に相談すること。

2 届出者は、※印の欄は記入しないこと。

令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第十一号の四を削り、様式第十二号及び様式第十三号を次のように改める。

第 号

協 力 援 助 者

年 金 証 書

受給権者の氏名

( 年 月 日生)

受給権者の住所

年金の種類

(第 級)

年金の額

円

支給開始年月

年 月

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定により上記のとおり支給します。

年 月 日

(給付を実施する者の官職氏名)

岡山県警察本部長

印

注 意 事 項

- 1 この証書は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律によつて、傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。なお、損害賠償を受けた場合は、その限度で年金が支払われないことがあります。
- 3 次の場合に該当することとなつたときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を給付を実施する者に届け出てください。
  - (1) 氏名又は住所を変更した場合
  - (2) 傷病給付年金においては、その傷病等級に変更のあつた場合
  - (3) 障害給付年金においては、その障害等級に変更のあつた場合
  - (4) 遺族給付年金においては、次に掲げる場合
    - ア 年金の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合（子、孫又は兄弟姉妹が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したためこの年金を受けることができる遺族でなくなつた場合を除く。）
    - イ 年金を受けることができる遺族が55歳未満の妻だけであるときは、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態になつた場合又はその状態でなくなつた場合（障害の限度については、給付を実施する者に相談してください。）
- 4 この給付を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供したりすることはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 5 この証書を亡失したり損傷したりしたときは、給付を実施する者に再交付を請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、新しい証書を交付しますので、必要な届出を行ってください。なお、古い証書は廃棄してください。
- 6 あらかじめ給付を実施する者からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、給付を実施する者に療養若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。



7 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を廃棄してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合は。

(1) 傷病給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 病状が好転し年金を受けられない程度の障害の程度になった場合（障害の状態については、給付を実施する者に相談してください。）

(2) 障害給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 障害が直り、又は年金を受けられない程度の障害に回復した場合（障害の程度については、給付を実施する者に相談してください。）

(3) 遺族給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 受給権者が婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした場合

ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）となつた場合

エ 離縁によつて死亡した協力援助者との親族関係が終了した場合

オ 受給権者が死亡した協力援助者の子、孫又は兄弟姉妹であるときはその者が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了した場合（その者が協力援助者の死亡の時から引き続き身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあるときを除く。）

カ 身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあることにより受給権者となつている者がその状態でなくなつた場合

8 給付を実施する者への届出、提出、請求等は下記の担当部署宛てに行ってください。

(担当部署)

(所在地)

(電話番号)

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第13号（第8条関係）

## 年金証書再交付請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長  殿  次の年金証書を <sup>亡失</sup> 損傷したので再交付を 請求します。	請求年月日  年 月 日
	(請求者) 住 所 氏 名
1 証 書 番 号	第 号
2 証書交付年月日	年 月 日
3 受給権者の氏名	
4 傷 病 等 級	第 級
5 傷 病 給付年金の額 障 害 遺 族	円
※受理  年 月 日	※再交付  年 月 日

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。  
2 この請求書には、年金証書の亡失の理由を明らかにすることができる書類を添付すること。

令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第十四号の二から様式第十九号の三までを次のように改める。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第14号の2（第9条関係）

## 傷病給付変更請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長  殿  次のとおり傷病給付の変更を請求します。	請求年月日	年 月 日
	年金証書の番号	第 号
	(請求者) 住 所 氏 名	
1 現在受けている傷病給付年金の傷病等級 第 級		
2 現在受けている傷病給付年金の支給が開始された年月 年 月		
3 障害の程度に変更があつた年月日 年 月 日		
4 傷病の名称、部位及びその状態		
5 変更後の傷病等級 第 級		
6 添付する書類その他の資料名		
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※決定等級 第 級

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。  
2 「4 傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付された診断書と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。  
3 この請求書には、障害の程度に変更があつた時期の決定及び変更後の傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第15号（第9条関係）

## 障害給付変更請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長  殿  次のとおり障害給付の変更を請求します。	請求年月日	年 月 日
	年金証書の番号	第 号
	(請求者) 住 所 氏 名	
1 現在受けている障害給付年金の障害等級 第 級		
2 現在受けている障害給付年金の支給が開始された年月 年 月		
3 障害の程度に変更があつた年月日 年 月 日		
4 障害の部位及びその程度		
5 変更後の障害等級 第 級		
6 添付する書類その他の資料名		
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※決定等級 第 級

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。  
2 「4 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付された診断書と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。  
3 この請求書には、障害の程度に変更があつた時期の決定及び変更後の障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第16号（第10条関係）

## 年金額変更決定通知書

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 号
(給付を受ける者)		(給付を実施する者の官職氏名)	
住 所		岡山県警察本部長	
氏 名 殿		印	
傷病給付年金 次のおり障害給付年金の額の変更 遺族給付年金  を決定したので通知します。			
変 更 後		変 更 前	
傷病給付年金	円	傷病給付年金	円
障害給付年金	円	障害給付年金	円
遺族給付年金	円	遺族給付年金	円
年金の額が変更になる年月		年 月	
変更の理由			
備 考			

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第19号（第12条関係）

## 障害給付年金差額一時金請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長 殿  次の障害給付年金差額一時金を請求します。		請求年月日	年 月 日
		(請求者) 住 所 氏 名 協力援助者との 続柄又は関係	
1 協力援助者に関する事項	協力援助者		(死亡年月日)
	住 所		年 月 日
	氏 名  ( 年 月 日生)	(死亡当時の障害等級)  第 級	
(既存障害とその程度)			
2 障害請求給額付の年計金算差額一時金	受給権者の氏名	協力援助者との続柄	$\left( \begin{array}{c} \text{給付} \\ \text{基礎額} \end{array} \right) \text{ (倍数)} \left( \begin{array}{c} \text{支給された年金及び前} \\ \text{払一時金の額の総計} \end{array} \right)$ $(\text{円} \times \text{---} - \text{---} \text{円})$
			$\times \text{---} = \text{---} \text{円}$
			(受給権者の数)
	障害給付年金が支給 (年金証書番号) されていた場合 第 号		(支給された年金額の合計) 円
障害給付年金前払一時 (年金証書番号) 金が支給されていた場合 第 号		(支給された前払一時金の額) 円	
総 計		円	
3 障害給付年金差額一時金の請求額			
4 添付する書類その他の資料名			
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※支払 年 月 日	※決定金額 円

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。  
 2 「(既存障害とその程度)」の欄には、同一部位について障害の程度を加重した場合に記入するものとし、特に既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第19号の2（第12条関係）

## 障害給付年金前払一時金請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長 殿 次の障害給付年金前払一時金を請求します。		請求年月日 年 月 日	
		請求者 住 所 氏 名	
1 (障害等級) 第 級	2 (既存障害とその程度)		
3 請求者が選択する障害給付年金前払一時金の額	<input type="checkbox"/> 障害給付年金前払一時金の限度額 <input type="checkbox"/> 1,200倍 <input type="checkbox"/> 1,000倍 給付基礎額の <input type="checkbox"/> 800倍 に相当する額 <input type="checkbox"/> 600倍 <input type="checkbox"/> 400倍 <input type="checkbox"/> 200倍		
4 障害給付年金前払一時金の請求額	(1) 限度額を選択した場合		円
	(2) 限度額以外を選択した場合 (給付基礎額) 円× 倍=		円
5 障害給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害給付年金の額の合計額	年 月分から 年 月分まで		円
6 障害給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日	年 月 日		
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※支払 年 月 日	※決定金額 円

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。  
 2 「2 (既存障害とその程度)」の欄には、同一部位について障害の程度を加重した場合に記入するものとし、特に既存障害について障害給付を支給された場合には、その該当する障害等級を明記すること。  
 3 「3 請求者が選択する障害給付年金前払一時金の額」の欄については、請求者が選択する□にレ印を記入すること。  
 4 「5 障害給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害給付年金の額の合計額」及び「6 障害給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日」の欄には、障害給付年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。



# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第19号の3 (第12条関係)

## 遺族給付年金前払一時金請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長  殿  次の遺族給付年金前払一時金を請求します。	請求年月日 年 月 日		
	請求者(代表者) 住 所 氏 名 協力援助者との 続柄又は関係		
1 請求者(代表者)が選択する遺族給付年金前払一時金の額	<input type="checkbox"/> 1,000倍 <input type="checkbox"/> 800倍 給付基礎額の <input type="checkbox"/> 600倍 に相当する額 <input type="checkbox"/> 400倍 <input type="checkbox"/> 200倍		
2 遺族給付年金前払一時金の請求額	(給付基礎額) 円 × 倍 × — = 円 (請求者の数)		
3 遺族給付年金前払一時金の請求額の合計額	(2の請求額) (請求者の数) 円 × = 円		
4 遺族給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族給付年金の額の合計額	年 月分から 年 月分まで  円		
5 遺族給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日	年 月 日		
(代表者の氏名) .....を代表者として、遺族給付年金前払一時金の請求及び受領を委任します。			
請求者の同順位者	住 所	氏 名	協力援助者との続柄
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※支払 年 月 日	※決定金額 円

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。  
 2 「1 請求者(代表者)が選択する遺族給付年金前払一時金の額」の欄については、請求者(代表者)が選択する□にレ印を記入すること。  
 3 「4 遺族給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族給付年金の額の合計額」及び「5 遺族給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日」の欄には、遺族給付年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。

令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第二十一号から様式第二十五号までを次のように改める。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第21号（第15条関係）

## 遺族給付年金支給停止申請書

(給付を実施する者の氏名) 岡山県警察本部長 殿  次の所在不明者に係る遺族給付年金の 支給停止を申請します。	申請年月日	年	月	日	
	(申請者) 年金証書の番号	第	号		
	住所				
	氏名	(	年	月	日生)
	所在不明者との続柄				
1 所 在 不 明 者	年金証書の番号	第	号		
	氏名				
	最後の住所				
	所在不明となった年月日	年	月	日	
	所在不明理由				
2 申 請 者 の 同 順 位 者	氏名	住所	年金証書の番号	所在不明者との続柄	
3 添付する書類その他の資料名					
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※決定内容 年 月分から停止	

- (注) 1 申請者は、※印の欄には記入しないこと。  
2 「1 所在不明者」の年金証書の番号欄には、その番号が不明のときは記入する必要はない。  
3 この申請書には、所在不明者となった者の所在が1年以上明らかでないことを証明することのできる書類を添付すること。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第22号（第15条関係）

## 遺族給付年金支給停止解除申請書

(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長  殿  次のとおり遺族給付年金の支給停止の解除を申請します。	申請年月日	年 月 日
	(申請者) 年金証書の番号 第 号 住 所 氏 名 ( 年 月 日生)	
支給停止となつた年月		年 月
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※決定内容 年 月分から解除

(注) 申請者は、※印の欄には記入しないこと。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第23号（第16条、第16条の2 関係）

## 療養障害 現状報告書

(給付を実施する者の官職氏名) 岡山県警察本部長 殿 次のとおり療養障害の現状を報告します。	報告年月日	年 月 日
	(報告者) 住 所 氏 名	
1 負傷又は発病年月日	年	月 日
2 療養開始年月日	年	月 日
3 傷病給付年金 障害給付年金支給開始年月	年	月
4 年金証書の番号	第	号
5 傷病名又は障害等級		
6 傷病の経過又は障害の状況		
7 日常生活の概況		
8 添付する書類その他の資料名		

- (注) 1 報告者は、※印の欄には記入しないこと。  
2 療養・障害についてはいずれかを○で囲むこと。  
3 「7 日常生活の概況」の欄の記入に当たっては、最近1年間について記入すること。

※ 9 医 師 の 証 明	傷病又は障害の種類
	傷病の経過及び治療方法の概要
	傷病又は障害の現状
	今後の見込み
	上記のとおりであると認めます。 年 月 日 所在地 病院又は診療所の名称 医師氏名

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第24号（第16条関係）

## 遺族の現状報告書

(給付を実施する者の官職氏名)  岡山県警察本部長  殿		報告年月日	年 月 日				
		(報告者) 住 所 氏 名 年金証書の番号 第 号					
次のとおり遺族の現状を報告します。							
1 協力援助者の氏名   ( 年 月 日死亡)							
2 遺 族 給 付 年 金 受 給 資 格 者	氏 名	生年月日	住 所	協 力 援 助 者 と の 続 柄	障 害 の 有 無	報 告 者 と 生 計 を 同 じ く し て い る 事 実 の 有 無	
					有・無	有・無	
						有・無	有・無
						有・無	有・無
						有・無	有・無
						有・無	有・無
3 添付する書類その他の資料名							

(注) 1 2の欄の障害とは、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態をいう。

2 2の欄の有無いずれかを○で囲むこと。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第25号（第18条関係）

## 災 害 給 付 記 録 簿

No. \_\_\_\_\_

（表面）

1 協力援助者 住所 氏名 (      年      月      日)	9 災害発生の状況とその原因	13 遺族給付	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金	<input type="checkbox"/> 年金額      円 <input type="checkbox"/> 一時金額
年      月      日			支給決定	支払
氏      名			協力援助者との続柄	
受給権者				
金額		円		
年      月      日		支払		
葬祭を行った者の氏名及び協力援助者との続柄又は関係				
金額		円		
年      月      日	支払			
氏      名	協力援助者との続柄			
受給権者				
金額	円			
年      月      日	支払			
2 協力援助を受けた者 所 属 官職階級 氏 名	10 給付基礎額      円	14 葬祭給付	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金	<input type="checkbox"/> 年金額      円 <input type="checkbox"/> 一時金額
年      月      日			支給決定	支払
氏      名			協力援助者との続柄	
受給権者				
金額		円		
年      月      日		支払		
葬祭を行った者の氏名及び協力援助者との続柄又は関係				
金額		円		
年      月      日	支払			
氏      名	協力援助者との続柄			
受給権者				
金額	円			
年      月      日	支払			
3 負傷又は発病年月日 年      月      日	11 傷病給付 傷病等級      第      級      号 年      月      日支給決定	15 障害給付 年金差額 一時金	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金	<input type="checkbox"/> 年金額      円 <input type="checkbox"/> 一時金額
年      月      日			支給決定	支払
氏      名			協力援助者との続柄	
受給権者				
金額		円		
年      月      日		支払		
葬祭を行った者の氏名及び協力援助者との続柄又は関係				
金額		円		
年      月      日	支払			
氏      名	協力援助者との続柄			
受給権者				
金額	円			
年      月      日	支払			
4 傷病名及び傷病の部位	12 障害給付 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金 障害等級      第      級      号 <input type="checkbox"/> 準用 <input type="checkbox"/> 併合繰上げ <input type="checkbox"/> 加重 <input type="checkbox"/> 年金額 <input type="checkbox"/> 一時金額 年      月      日支給決定支払	16 障害給付 年金前払 一時金	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金	<input type="checkbox"/> 年金額      円 <input type="checkbox"/> 一時金額
年      月      日			支給決定	支払
氏      名			協力援助者との続柄	
受給権者				
金額		円		
年      月      日		支払		
葬祭を行った者の氏名及び協力援助者との続柄又は関係				
金額		円		
年      月      日	支払			
氏      名	協力援助者との続柄			
受給権者				
金額	円			
年      月      日	支払			
5 傷病等級該当年月日 年      月      日	13 遺族給付 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金 <input type="checkbox"/> 年金額      円 <input type="checkbox"/> 一時金額 年      月      日支給決定支払	17 遺族給付 年金前払 一時金	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金	<input type="checkbox"/> 年金額      円 <input type="checkbox"/> 一時金額
年      月      日			支給決定	支払
氏      名			協力援助者との続柄	
受給権者				
金額		円		
年      月      日		支払		
葬祭を行った者の氏名及び協力援助者との続柄又は関係				
金額		円		
年      月      日	支払			
氏      名	協力援助者との続柄			
受給権者				
金額	円			
年      月      日	支払			
6 傷病の治癒年月日 年      月      日	14 葬祭給付 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金 <input type="checkbox"/> 年金額      円 <input type="checkbox"/> 一時金額 年      月      日支給決定支払	18 遺族給付 年金前払 一時金	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金	<input type="checkbox"/> 年金額      円 <input type="checkbox"/> 一時金額
年      月      日			支給決定	支払
氏      名			協力援助者との続柄	
受給権者				
金額		円		
年      月      日		支払		
葬祭を行った者の氏名及び協力援助者との続柄又は関係				
金額		円		
年      月      日	支払			
氏      名	協力援助者との続柄			
受給権者				
金額	円			
年      月      日	支払			
7 死亡年月日 年      月      日	15 障害給付 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金 <input type="checkbox"/> 年金額      円 <input type="checkbox"/> 一時金額 年      月      日支給決定支払	19 遺族給付 年金前払 一時金	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金	<input type="checkbox"/> 年金額      円 <input type="checkbox"/> 一時金額
年      月      日			支給決定	支払
氏      名			協力援助者との続柄	
受給権者				
金額		円		
年      月      日		支払		
葬祭を行った者の氏名及び協力援助者との続柄又は関係				
金額		円		
年      月      日	支払			
氏      名	協力援助者との続柄			
受給権者				
金額	円			
年      月      日	支払			
8 認定の通知年月日 年      月      日	16 障害給付 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金 <input type="checkbox"/> 年金額      円 <input type="checkbox"/> 一時金額 年      月      日支給決定支払	20 遺族給付 年金前払 一時金	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金	<input type="checkbox"/> 年金額      円 <input type="checkbox"/> 一時金額
年      月      日			支給決定	支払
氏      名			協力援助者との続柄	
受給権者				
金額		円		
年      月      日		支払		
葬祭を行った者の氏名及び協力援助者との続柄又は関係				
金額		円		
年      月      日	支払			
氏      名	協力援助者との続柄			
受給権者				
金額	円			
年      月      日	支払			



# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

( 年度 )

(裏面)

18 療 養 給 付			19 休 業 給 付			20 介 護 給 付			備 考
支 払 年 月 日	日 数	金 額	支 払 年 月 日	日 数	金 額	支 払 年 月 日	支給に係る月	金 額	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
計	日	円	計	日	円	計		円	
本年度までの累計	日	円	本年度までの累計	日	円	本年度までの累計		円	

令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第二十七号を次のように改める。

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

様式第27号（第18条関係）

遺 族 給 付 年 金 記 録 簿

（表面）

No. \_\_\_\_\_

災害給付記録簿番号

	氏 名	生年月日	住 所	協力援助者 との続柄	受給権者 となった年月日	その事由	年 金 証 書 の 番 号
1 遺族給付 年金受給 資格者							
2 遺族給付 年金の額	年 月から	(給付基礎額) (倍数) × = 円					
	年 月から						
	年 月から						
	年 月から						

# 令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

(裏面)

3 受給権者氏名	4 支給に係る月	5 支払年月日	6 支払金額	備考
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
累		計	円	

令和4年5月17日 岡山県公報 第12396号

附 則  
この告示は、公布の日から施行する。